

○茨城県養蜂振興法施行細則

昭和31年2月20日

茨城県規則第18号

〔茨城県養ほう振興法施行細則〕を次のように定める。

茨城県養蜂振興法施行細則

(平25規則54・改称)

(趣旨)

第1条 養蜂振興法(昭和30年法律第180号。以下「法」という。)の施行については、法、養蜂振興法施行規則(昭和30年農林省令第45号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(昭51規則82・平21規則36・平25規則54・一部改正)

(届出書の様式)

第2条 法第3条第1項の規定による届出をしようとする者は、蜜蜂飼育届(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 法第3条第3項の規定による届出をしようとする者は、蜜蜂飼育変更届(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(平25規則54・令6規則78一部改正)

(転飼許可申請書の提出)

第3条 法第4条第1項の規定に基づき転飼しようとする者は、蜜蜂転飼許可申請書(様式第3号)に、転飼場所の土地所有者の蜂場貸与承諾書及び当該転飼場所付近の見取図を添えて知事に提出しなければならない。

(昭51規則82・平25規則54・一部改正)

(身分証明書)

第4条 法第9条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第4号)によるものとする。

(平25規則54・全改)

(書類の経由)

第5条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、蜜蜂転飼許可申請書を除き、当該書類を提出しようとする者の住所地を管轄する農林事務所長を経由するものとする。

(昭42規則61・昭51規則82・平21規則36・平25規則54・令6規則78一部改正)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和42年規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和51年規則第82号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年規則第36号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成25年規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和2年規則第83号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和6年規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条第1項関係)

(昭51規則82・平21規則36・平25規則54・令2規則83・令6規則78一部改正)

蜜蜂飼育届

年 月 日

茨城県知事 殿

現 住 所
電 話 番 号
氏 名 又 は 名 称
及 び 代 表 者 氏 名

養蜂振興法第3条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数
	(うち日本蜜蜂)

- 注意 (1) 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(番地、号並びに必要なに応じ緯度及び経度)を記入すること。
- (2) 1月1日現在で蜜蜂を飼育していない場合、飼育蜂群数は「0」と記入すること。

2 年蜜蜂飼育計画

飼育場所	飼育予定最大計画蜂群数	飼育期間
	(うち日本蜜蜂)	1月1日から 月 日まで

	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から12月31日まで

注意 (1) 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入すること。

(2) 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(番地、号並びに必要なに応じ緯度及び経度)を記入すること。

3 届出に係る個人情報の取扱いに関し、以下の内容について同意します。

(1) 個人情報の利用目的

県は、届出に係る個人情報を、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ利用する。

(2) 個人情報の安全管理措置

県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等及び実施体制の整備を講じる。

(3) 個人情報の第三者への提供

県は、次に掲げる場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

ア 法令に基づく場合

イ 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者(蜜蜂飼育者、市町村及び他の都道府県)及び関係機関等の協力が必要な場合

蜜蜂飼育変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

現 住 所
電 話 番 号
氏 名 又 は 名 称
及 び 代 表 者 氏 名

養蜂振興法第3条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 氏名又は名称及び住所

	氏名又は名称	住所
変更前		
変更後		

2 年蜜蜂飼育計画

	飼育場所	飼育予定最大計画蜂群数	飼育期間
変更前		(うち日本蜜蜂)	1月1日から 月 日まで
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
		(うち日本蜜蜂)	月 日から12月31日まで
変更後		(うち日本蜜蜂)	1月1日から 月 日まで
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
		(うち日本蜜蜂)	月 日から12月31日まで

注意 (1) 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入すること。
(2) 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度)を記入すること。

3 届出に係る個人情報の取扱いに関し、以下の内容について同意します。

(1) 個人情報の利用目的

県は、届出に係る個人情報を、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ利用する。

(2) 個人情報の安全管理措置

県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等及び実施体制の整備を講じる。

(3) 個人情報の第三者への提供

県は、次に掲げる場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

ア 法令に基づく場合

イ 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村及び他の都道府県）及び関係機関等の協力が必要な場合

様式第3号（第3条関係）

（昭51規則82・平21規則36・平25規則54・令2規則83・令6規則78一部改正）

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

現 住 所
電 話 番 号
氏 名 又 は 名 称
及 び 代 表 者 氏 名

下記のとおり転飼したいので、養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者の住所及び氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼 育 者の住所及び氏名
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	

注意 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度）を記入すること。

申請に係る個人情報の取扱いに関し、以下の内容について同意します。

(1) 個人情報の利用目的

県は、申請に係る個人情報を、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ利用する。

(2) 個人情報の安全管理措置

県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等及び実施体制の整備を講じる。

(3) 個人情報の第三者への提供

県は、次に掲げる場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

ア 法令に基づく場合

イ 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村及び他の都道府県）及び関係機関等の協力が必要な場合

様式第4号(第4条関係)
(平25規則54・全改)
(表)

第 号		身 分 証 明 書		写 真	6センチメートル
所属 職名 氏名		年 月 日生			
		縦3センチメートル 横2.5センチメートル			
上記の者は、養蜂振興法第9条第1項の規定による立入検査を行う権限を有する者であることを証明する。					
年 月 日		茨城県知事 印			
8センチメートル					

(裏)

養蜂振興法(抜粋)
(報告及び立入検査)
第9条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(罰則)
第13条 第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の罰金に処する。